

令和 6年 5月31日

奈良県保育の質と保育士等の職場環境の向上に関する研究会設立準備事業に係る質問の回答について

【質問】

奈良県保育の質と保育士等の職場環境の向上に関する研究会設立準備事業仕様書の4業務内容(1)企画委員会の運営支援⑤その他留意事項に「構成員への謝金及び旅費については、奈良県が定める額を支払うものとする。」とあるが、奈良県が定める額について具体的にご教示いただきたい。

【回答】

○謝金については以下のとおりです。

1 時間あたり上限 6,500 円

○旅費についてはおおむね以下のとおりです。

- ・自動車（自動二輪車含む）及び原動機付自転車を利用する場合： 1km あたり 20 円
- ・電車、バス等の公共交通機関を利用する場合： 実費
- ・特急料金等の支給条件は以下のとおり
 - ・急行料金：急行の利用区間が 50km 以上あること
 - ・特急料金：特急の利用区間が 100km 以上あること
 - ・座席指定料金：片道が 100km 以上あること
- ・タクシーを利用する場合：出発地から目的地までの移動距離が 2km 以上あり、他に利用できる交通機関がない場合のみ実費支給
- ・宿泊費：上限 11,600 円まで

なお、根拠規定については以下のとおりです。

- ・国家公務員等の旅費に関する法律
- ・国家公務員等の旅費支給規程
- ・奈良県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例
- ・奈良県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例施行規則 など